■　卒業認定方針

〇卒業の認定

1　学則第５条に規定する修業期間以上在学し、かつ第１６条に規定する授業科目の全ての単位を修得した者について卒業の認定を行う。

2　卒業の認定は、学校長の主催する認定会議で行う。

〇卒業の要件

1　卒業が認定されるためには、定められた修業年限以上在学し、所定の単位数を修得しなければなりません。

2　本校における授業科目は全て必修です。

修業年限	３年以上在学（休学及び停学期間を除く）但し６年を超えて在学することはできません。
修得単位数	学則別表（第 16 条関係）教育課程を参照して下さい。 1　基礎分野　１４単位 2　専門基礎分野　２３単位 3　専門分野　６６単位 基礎看護学　(11 単位) 地域･在宅看護論　(6 単位) 成人看護学　(6 単位) 老年看護学　(4 単位) 小児看護学　(4 単位) 母性看護学　(4 単位) 精神看護学　(4 単位) 看護の統合と実践　(4 単位) 臨地実習　(23 単位) 合計　１０３単位